

議案第 6 2 号

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更する。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

山都町長 梅田 穰

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用する。

（提案理由）

熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

別表第2

組合の共同処理する事務

第3条第9号 に関する事務	玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、<u>くまもと県北病院機構設立組合</u>、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、小国町外広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、阿蘇町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院組合、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合
------------------	--

別表第2

組合の共同処理する事務

第3条第9号 に関する事務	玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、熊本県市町村総合事務組合、上天草・宇城水道企業団、<u>地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合</u>、有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合、菊池養生園保健組合、菊池環境保全組合、大津菊陽水道企業団、小国町外一ヶ町公立病院組合、大津町西原村原野組合、阿蘇広域行政事務組合、御船地区衛生施設組合、御船町甲佐町衛生施設組合、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合、上益城消防組合、氷川町及び八代市中学校組合、八代広域行政事務組合、八代生活環境事務組合、水俣芦北広域行政事務組合、球磨郡公立多良木病院企業団、人吉下球磨消防組合、上球磨消防組合、人吉球磨広域行政組合、上天草衛生施設組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城広域連合、天草広域連合、熊本県後期高齢者医療広域連合
------------------	---